

週休2日工事に関して（Q&A）

○ 対象となる工事等について

Q 1 岡山県が発注する営繕工事はすべて対象となるのか。

A 1 岡山県が発注する原則全ての営繕工事を対象とします。なお、対象工事の場合は、岡山県工事特記仕様書にその旨を明記してあるとともに、入札図書として週休2日工事特記仕様書が添付されています。

Q 2 月単位の週休2日を達成できなかった場合にペナルティーはあるのか。

A 2 月単位の週休2日を達成しなかった場合は、労務費の補正係数を1.00に変更して請負代金額の減額変更を行います。なお、月単位の週休2日及び通期の週休2日を達成できなかった場合においても、工事成績評定での減点等のペナルティーはありません。

○ 対象期間及び休日について

Q 3 対象期間とは何か。

A 3 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日をいい、準備期間を除く。）から工事完成日までの期間とします。なお、準備期間とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）の期間のことです。なお、年末年始休暇6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含みません。

Q 4 工事完成日とは何か。

A 4 工事完成日は、工事目的物の施工に係る作業（工事完成検査まで設置が必要な安全施設類等の撤去や後片付けを除く。）が完了した日とします。なお、工事着手日及び工事完成日は、「休日等取得計画表」に計画と実績を明示するものとします。

Q 5 必ず土・日曜日に休まないといけないのか。

A 5 完全週休2日（土日）に取り組む場合は、原則として土・日曜日を現場閉所日に指定します。ただし、土・日曜日に現場作業を行う必要がある場合は、受発注者間で協議の上、別の振替え曜日を指定することができます。

営繕工事では、執務並行改修（居ながら施工による改修）等により休日に作業せざるを得ないなど工事制約も多いことから、月単位の週休2日工事では曜日を限定することなく、現場閉所（現場休息）の日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態の4週8休以上を達成基準としています。

Q5-1 振替え曜日は、いつでもよいのか。

A5-1 振替え曜日は、あらかじめ監督職員と協議の上、同一の週内で指定してください。なお、同一の週内とは、土曜日から金曜日までの7日間とします。

Q6 天災（豪雨、出水、土石流、地震等）に対する突発的な対応期間や、工事事故等により現場が止まった場合の不稼働期間は対象期間に含まれるのか。

A6 受注者の責によらない事由により工事を実施できないと認められる場合は、原則として、受発注者間の協議により「岡山県営繕工事における週休2日工事実施要領」第2条第二号の対象期間から除外する期間を決定します。

Q7 夏季休暇及び年末年始休暇はどのように定めるのか。

A7 夏季休暇及び年末年始休暇は受注者が定めるものとし、「休日等取得計画表」に計画と実績を明示してください。

Q8 休日の確認はどのように行うのか。

A8 毎月初めに発注者に提出していただく「休日等取得計画表」に記載された休日の取得実績で確認しますが、必要に応じて、発注者が、当該施設管理者等に現場閉所等の状況を問い合わせ、確認を行う場合があります。

Q9 発注者側の都合で休日に工事を実施した場合は、週休2日工事として認められないことになるのか。

A9 受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは、「岡山県営繕工事における週休2日工事実施要領」第2条第二号の対象期間に含まないこととしています。

Q10 週休2日工事の実施に伴う工期の延長は認めてくれるのか。

A10 現在の設定工期は、雨天、土・日曜日、祝日、夏季休暇及び年末年始休暇等を見込んでおり週休2日工事の実施に伴う工期の延長は原則認められません。な

お、天候の不良など受注者の責によらない事由により工期内に工事を完成することができない場合は、工事請負契約書第23条第1項の規定により発注者に工期の延長変更を請求することができます。

○ 積算方法について

Q11 週休2日工事の積算方法はどうか。

A11 月単位の週休2日を前提に、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に補正係数を乗じて補正し工事費を積算して予定価格を作成することとしています。

詳細につきましては、**別添1**をご参照願います。

Q12 見積単価は補正係数による補正の対象にならないのか。

A12 週休2日工事において、見積単価は補正係数を用いた補正の対象とはしていません。

○ 設計変更について

Q13 設計変更とは具体的には何か。

A13 完全週休2日（土日）を達成した場合は、現場管理費に補正係数1.01を乗じて設計変更し、月単位の週休2日を達成することができなかった場合は、補正なしとして、契約書第26条の規定に基づき請負代金額のうち労務費補正分を変更します。

Q14 土木工事では、週休2日工事の場合、共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）についても補正を行うこととしているが、これらの経費について営繕工事では補正を行わないのはなぜか。

A14 営繕工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工期に応じて算出することになっていることから、これらの経費については週休2日を考慮した費用が算出されるため補正は必要ありません。

ただし、完全週休2日（土日）を達成した工事においては、労務費に加えて現場管理費についても補正を行うこととしています。

Q15 週休2日（現場閉所（現場休息））を実施する場合、中小規模の工事においては現場管理費と一般管理費の更なる引上げが必要ではないか。

A15 現場管理費及び一般管理費等については、工事規模が小さいほど率が大きくな

る算定式を用いて費用を算出しております。

また、営繕工事において、現場管理費については工期に応じて算出しており、週休2日を確保するための工期を設定し、週休2日を考慮した費用を算出しています。

Q16 週休2日工事の労務費補正の減額を行う場合（契約変更時）、請負比率を乗じるのか。

A16 労務費補正による請負代金額の変更は、当初請負比率を乗じることになります。

○ 工事成績評定について

Q17 工事成績評定で評価するのか。

A17 対象期間において、月単位の週休2日を達成できた場合は監督員の評価項目である「工程管理」で評価し、完全週休2日（土日）を達成できた場合、監督員及び担当課長等のそれぞれの評価項目である「工程管理」で評価します。

週休 2 日工事における補正・積算方法

令和 8 年 4 月版

1. 工事費の積算方法

週休 2 日工事において、現場閉所（現場休息）の状況に応じて労務費を補正した複合単価、市場単価及び単位施工単価等を使用し、予定価格のもととなる工事費の積算を行う。

2. 単価の補正方法等

工事費の積算に用いる単価の補正方法等は以下による。

(1) 複合単価

複合単価の労務単価は、公共工事設計労務単価に補正係数を乗じて補正する。
なお、交通誘導警備員の労務単価についても同様とする。

(2) 市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格

市場単価と補正市場単価は、補正係数に基づき算出した以下の表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の補正率を用いて、以下の式により算定する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・市場単価×新営補正率
- ・補正市場単価×新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・市場単価×改修補正率
- ・補正市場単価×改修補正率

(参考)

執務並行改修の場合は、公共建築工事積算基準等資料第 4 編第 1 章 8 (2) 口の表 A-1、表 E-1 及び表 M-1 の改修補正率によらず、以下の表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の改修補正率を用いること。

物価資料の掲載価格(市場単価以外の材工単価)を採用する場合は、掲載価格を、表 A-2、表 E-2 及び表 M-2 の補正率を用いた以下の式により補正する。

【新営工事、全館無人改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格×新営補正率

【執務並行改修の場合】

- ・物価資料の掲載価格×改修補正率

(3) 単位施工単価

ベース単価については、複合単価の方法により算定することとなっており、この複合単価に含まれる労務単価に要領の補正係数を乗じて補正して算定する。

シフト単価については、以下の式のとおり補正して算定する。補正単位施工単価は、これら補正をした単位施工単価より算出する。

【工事場所が物価資料の掲載都市の場合】

$$\begin{array}{l} \text{週休2日} \\ \text{補正後の} \\ \text{シフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、要領の} \\ \text{補正係数を乗じた労務単価を} \\ \text{用い算定したベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{工事場所の都市のベース単価} \end{array}}$$

【工事場所が物価資料の掲載都市ではない場合】

$$\begin{array}{l} \text{週休2日} \\ \text{補正後の} \\ \text{シフト単価} \end{array} = \begin{array}{l} \text{工事場所の材料単価、要領の} \\ \text{補正係数を乗じた労務単価を} \\ \text{用い算定したベース単価} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{地区を包括する代表都市のシフト単価} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{物価資料掲載の同一規格・仕様、} \\ \text{地区を包括する代表都市のベース単価} \end{array}}$$

<表A-2> 建築工事の補正率

工 種	摘 要※	月単位の週休2日工事及び完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
仮設工事	物価資料	1.01	1.01
土工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
地業工事	物価資料	1.01	1.01
鉄筋工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
コンクリート工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
型枠工事	市場単価、物価資料共通	1.01	1.01
鉄骨工事	物価資料	1.02	1.02
既製コンクリート	物価資料	1.01	1.01
防水工事	市場単価	1.01	1.08
防水工事（シーリング）	市場単価	1.01	1.14
防水工事	物価資料	1.01	1.01
石工事	物価資料	1.01	1.01
タイル工事	物価資料	1.01	1.01
木工事	物価資料	1.01	1.01
屋根及びとい	物価資料	1.01	1.01
金属工事	市場単価	1.01	1.09
金属工事	物価資料	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上）	市場単価	1.01	1.01
左官工事（仕上塗材仕上以外）	市場単価	1.01	1.16
左官工事	物価資料	1.01	1.01
建具（ガラス）	市場単価	1.01	1.10
建具（シーリング）	市場単価	1.02	1.16
建具	物価資料	1.01	1.01
塗装工事	市場単価	1.01	1.15
塗装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事	市場単価	1.01	1.13
内外装工事（ビニル系床材）	市場単価	1.01	1.08
内外装工事	物価資料	1.01	1.01
内外装工事（ビニル系床材）	物価資料	1.01	1.01
仕上げユニット	物価資料	1.01	1.01
排水工事	物価資料	1.01	1.01
舗装工事	物価資料	1.01	1.01
植栽及び屋上緑化	物価資料	1.01	1.01

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正率を示す。

<表E-2> 電気設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日工事及び完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
配管工事	電線管、2種金属線び及び同ボックス	1.01	1.19
	ケーブルラック	1.01	1.15
	位置ボックス及び位置ボックス用ボンディング	1.01	1.18
	プルボックス	1.01	1.13
	プルボックス用接地端子	1.00	1.00
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.01	1.14
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.05
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.01	1.15
	配線工事	600V 絶縁電線及び600V 絶縁ケーブル	1.01
接地工事	(接地極工事) 銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.01	1.01

<表M-2> 機械設備工事の補正率

工 種	摘 要	月単位の週休2日工事及び完全週休2日工事	
		新営補正率	改修補正率
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.01	1.15
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト及び低圧ファンパ-類	1.01	1.15
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパ-等の取付手間のみ	1.02	1.22
衛生器具設備 (ユニットを除く)	取付手間のみ	1.02	1.22